

第四十二回
貴族院 帝國大學特別會計法中改正法律案外二件特別委員會議事速記錄第一號

大正九年七月二十五日(日曜日)午前十時八分開會

○委員長(伯爵林博太郎君) 是ヨリ前回ニ引續キマシテ
帝國大學特別會計法中改正法律案外二件ノ特別委員
會ヲ開會イタシマス、御質問ハ大體前日ヲ以テ終了イタシ
タル考ヘマスカラ討論ニ移リマス; 御意見ハコザイマセヌ
カ

○荒川義太郎君 私ハ一寸質問シタウゴザイマスガ、宜シ

ウゴザイマスカ

○委員長(伯爵林博太郎君) 宜シウゴザイマス

○荒川義太郎君 一寸質問致シタインデスガ、今度一
般普通官吏ガ増俸ニナルニ付テ、大學教授以下大學職員
モ増俸ニナルノアリマスガ、迂闊ナ御尋ラスルヤウデスケレ
ドモ一體大學教授ノ俸給ト云フモノハ、一般文官ノ俸給
ニ致シテドウ云フコトニナッテ居リマスカ、ソレヲ一寸伺ッテ
見タイ

○政府委員(武部鈴一君) 御答へ申上ダマス、大學教授
ノ今度ノ増俸ハ本俸ト講座俸ト補職俸ト、マア三様ニ分レ
テ居リマシテ、本俸ハ從來一千圓デアリマス、ソレガ今度三
千十圓ト云フコトデ、即チ三割餘ノ増加ニナリマス、ソレカ
テ講座給ガ從來八百五十圓デアリマシタノガ千二百八十
圓ト云フコトニナル、是ガ五割餘ノ増加ニナルノアリマス、
二千圓ノ本俸ト八百五十圓ノ講座給、ソレガ今度新シキ
率ニ引キ直シタノアリマス

○荒川義太郎君 ドウモチヨット私ニハ分ラナイデスガ、極
ク分リ易ク御尋ネシタノデスガ、大學教授ノ二千圓ト云フ
チ官等ト俸給ト相伴ツテ居ラヌコトニナッテ居リマス

○荒川義太郎君 私ノ御尋ネシタノハ斯ウ云フ意味ナン
デスカ、要スルニ今ノ通常ノ行政官吏ニ比シテ大學教授ノ
俸給ト云フモノガ、薄クナイト云フコトデアリマスレバ宜シイ
ノデアリマスガ、高クナシテ居ルノナラ宜シイナアリマスガ、
一體大學教授ナドト云フモノハ十分ナ俸給ヲ給與シナケレ
バナラヌ、書物ナドモ潤澤ニ自分テ買テ考究シナケレバナ
ラヌ、綽々トシテ餘裕ヲ付ケテ初メテ教授ノ効果ヲ舉ゲルコ
トガ出來ルノアリマスカラ、一般行政官吏ヨリカ厚イトモ
薄クテハ困ルノアリテ、成ルベク厚クシテ餘裕ヲ付ケテ置キ
タイト云フヤウナ考ヲ有テ居ルノデスガ、ソレデ私ハ伺フノ

デス

○政府委員(南弘君) 御尤ナ御尋ネデアリマシテ、實ハ
成ルダケ少ナクトモ行政官ト同様ニ致シタインテ云フ考ヲ持チ
マシテ、昨年ノ議會ニ助教授通ジマシテ增俸ヲ願ヒマシテ、
ソレニ依リマスレバマタ幾分ノ何ガアリマスガ、稍ニ行政官
ニ對シテ權衡ヲ得ルニ近イモノアリマス、即チ教授ノ最高
ノモノハ約各省次官ニマデ達シ得ルノアリマス、今ノ二千
圓ト申上ダゲマシタノハ、是ハ平均級ヲ申上ダタノアリマシ
テ、最高ハ各省次官ト同様ノ額ニマデ達シ得ルコトニナッテ
居ルノアリマス、大體稍ニ權衡ヲ得、尙ホ此上トモ十分ニ
待遇ヲシタイト云フ觀念ヲ以テ、將來ニ於テ十分出來得ル
限り致シタイト云フ觀念ヲ有シテ居リマス

○政府委員(武部鈴一君) 先刻本俸ノ増加率ガ三割餘
ト言ヒマシタガ、五割六厘デアリマスカラ訂正ヲ致シテ置キ
マス

二年度ニ二萬九千圓餘、十三年度ニ一萬五千圓位要シ
ヤウカト思シテ居リマス、各五ツノ大學全體ヲ合シテノ經費
デアリマス

○北條時敬君 高等學校ニモ、サウニ云フ意味ノコトハ十年
後ニ残リマスカ

○政府委員(武部鈴一君) 高等學校デハ十年度以降ハ
ナイ積リデアリマス、九年度ノミテ完結スル豫定デアリマス
○北條時敬君 サウスルト今度ノ大學ニ關シタ法律案ノ
改正ニ付テハ、將來ニ於テ矢張リ十萬圓バカリノ學年ノ時
期ヲ改メルト云フコトニ付テ、經費ノ增加ヲ要スルコトハ是
ハ止ムヲ得ザルコトデアル、高等學校モ其通りデアルシ、大
學モ其通りニナッテ、學年ノ入學期ヲ改メルノアリマスカ
ラ、是ハマア止ムヲ得ヌコトデアラウト思ヒマスガ、經費ノ上
デソレダケノ増加ヲ要スルト云フ後年度ニモ矢張リ繼續ス
ルト云フ考ヲ以テ、大學ニ關シタ法律案ヲ提案通り可決シ
テ宜カラウト云フ私ハ考テ居リマス、ソレカラ尙ホ此前質問
ヲシテ承クタノアリマスガ、今度ノ公立學校ノ職員ノ年功
加俸ト云フ案ガ出マシタガ、ソレニ依シテ此前少シ誤解シテ
マスガ、尙ホ多少後ニ於テ此前御話ニナリマシタ所謂此
壓搾教授ナルモノガ、來年度ニ於テモ多少續ク所モアラウ
ト思ヒマスガ、ソレ等ハ經費ノ上デハ多分澤山ノ經費ヲ要
スルコトデアラウト思ヒマス、大體學年繰上ダニ付テハ、今
度ノ經費增加ト云フコトデ大體宜ノアラウト思ヒマス
ガ、來年度ニ於テ其方ノ意味ノ經費ノ增加ガドレタケ殘ル
御見込ミテアリマスカ、ソレヲ御聽キ申シタインデアリマス
ガ、聊カノコトデアラウト思ヒマスガ、來年度ニモ繼續スル
分モアラウカト思ヒマスガ、念ノ爲ニ御伺ヒシテ置クノデア
リマス

○政府委員(武部鈴一君) 御答へ申上ダマス、此九年度
ノコトハ此前申上ダゲマシタガ、此入學繰上ダニ關シマシテ經
費ハ後年度ニモ多少要スルノアリマス、ソレデ此後年度ノ
所要ノ經費ハ概算デアリマスルガ、十年度ニ於テハ各帝國
大學、即チ東京、京都ノミナラズ、全體ノ大學ヲ通ジテ先づ
十萬圓ト思シテ居リマス、ソレカラ十一年度ニハ三萬圓、十

ト云フモノガ加算セラレマシテモ其府縣ノ職員上云フモノト
權衡ヲ失スルヤウニナリマス、此高等師範附屬學校ノ教官
ニ對シテモ何等カ別ニ俸給ヲ待遇上ヲ良クスルト云フコト

ヲ當局者ノ御考慮ヲ願ヒタイト思フノアリマス、併シ是ハ

此委員會ノ上デ御贊成ヲ得テ、當局者ニ御採納ヲ願ヒタ
イ、斯ウ云フ私ノ意見ニアリマス、サウシテ年功加俸ノ今度

ノ案ハ、此儘可決シテ宜カラウト思ヒマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 北條サンニ伺ヒマスカ、唯
今ノハ此特別委員會全體ノ希望ト致シタイトト云フコトニア
リマスカ

○北條時敬君

左様アリマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 皆様ニ御詰リ致シマスガ、
如何ニアリマスカ

○政府委員(南弘君) 北條サンニ申上ダマスガ、其點ニ付
キマシテハ、此前御質問ノ時ニモ答辯ヲ申上ダタト思ヒマ
スガ、高等師範學校ノ附屬ノ小學校ノモノハ純然タル役人
デアリマス、年功加俸ノ問題ハ當局者トシテハ甚ダ困難ニ
感シマスガ、併ナグラ是等ノ人人ノ境遇ニ付テハ北條サンノ御
述ベノ通り、誠ニ同情スペキ點モアルト思ヒマスカラ、他ノ方
法ヲ以テ俸給或ハ其他ノモノヲ以テ此問題ニ十分ニ考慮
シテ行クト云フコトヲ申上ダゲテ置キタイト思ヒマス、其點ニ
付テハ御希望ニナルマデモナク、當局者ハ十分ニ考慮シテ
居ルト云フ考ヲ有シテ居リマス

○荒川義太郎君 私ハ何等ノ條件等モナク、何事モナシ
ニ總テ賛成シマス

○男爵阪井重季君 私ハ此前ノ會議ニ出マセスカラ伺ヒ

マスガ、此入學期ハ何時カラ改リマスカ、是ガ法律ニナシタ
ラ來年カラ直グニ改マルノアリマスカ、サウスルト來年カラ四月
ニ入ル、卒業スル者ハ三月ニ卒業スル來年六月ニ卒業スル
者ヲ繰上ダテ、來年入ル者ト卒業スル者ガスッカリ變ルノ
デスカ

○政府委員(南弘君) 來年ノ三月ニ今マデ當リ前ナラ

バ此試驗ナモ、六月ニヤシテ居タ、ソレヲ繰上ダテ三月ニシマ
ス、入學ノ方ハ九月ニ入學セシメテ居タモノヲ來年カラハ四
月カラ入學セシイル

○委員長(伯爵林博太郎君) 別ニ御討論、御議論ハ
アリマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵林博太郎君) 御異議ナケレバ是ア採決
ニ移リタイト思ヒマス、此三案ハ政府提出通リテ御異議ア
リマセスカ

○委員長(伯爵林博太郎君) 御異議ナイト認メマス、是
アリマセスカ

デ全會一致デ此案ヲ可決イタシマシタ、是ニテ此特別委員
會ヲ終了イタシマス

午前十時二十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵林	博太郎君
副委員長	子爵大給	近孝君
委員	子爵野村	北條
	荒川	義太郎君
	男爵阪井	重季君
	福原	鎌二郎君
	男爵岩佐	新君
	江原	素六君

政府委員

文部省專門學務局長	南弘君
文部省普通學務局長	松浦鎮次郎君
文部省參事官	赤司鷹一郎君
武部	欽一君